

地方独立行政法人大阪府立病院機構にかかる年度評価の考え方について

令和元年8月9日

1 趣旨

地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「法人」という。）にかかる評価は、「大阪府における地方独立行政法人評価委員会（公立大学以外の法人）の運営及び知事の評価等に関する基本的な考え方」（平成30年4月1日施行）を踏まえ、以下に示した基本方針及び評価方法等に基づき実施する

2 評価の基本方針

- (1) 評価の目的は、年度計画及び中期計画の進捗状況等を評価し、組織・業務等に関する改善すべき点等を明らかにすることにより、法人運営の質的向上や病院改革の推進に資することとする。
- (2) 府民への説明責任の観点から、中期目標の達成に向けた法人の取組状況等を分かりやすく示すこととする。
- (3) 評価の方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

3 評価の方法

- (1) 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「項目別評価」では、当該年度の年度計画の記載事項ごとに、法人が自己評価を行い、これをもとに、大阪府知事（以下「知事」という。）が評価を行う。
- (3) 「全体評価」では、項目別評価の結果等を踏まえつつ、中期計画の全体的な進捗状況について総合的に評価する。

4 項目別評価の具体的方法

項目別評価は、(1) 法人による自己評価、(2) 知事による小項目評価、(3) 知事による大項目評価、の手順で行う。

(1) 法人による自己評価

- ① 法人は、年度計画の小項目（内容によっては複数の小項目）ごとの進捗状況について、I～Vの5段階で自己評価を行ない、業務実績報告書を作成する。
- ② 業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由（実施状況等）を記載する。
- ③ 業務実績報告書には、特記事項として、特色ある取り組み、法人運営を円滑にするための工夫、今後の課題などを自由に記載する。

(2) 知事による小項目評価

- ① 知事において、法人の自己評価の妥当性などを総合的に検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、I～Vの5段階による評価を行う。
- ② 評価の区分は、下表のとおりとする。
- ③ 必要に応じて、知事が評価の判断理由や特筆すべき点、遅れている点についてコメントを付す。

【知事による小項目評価の区分】

①	定量的な評価が可能なもの	定量的な評価が困難なもの
V	特段の成果が認められる場合	特段の成果が認められる場合
IV	定量的目標数値の達成度（目標対比）が相当程度上回る場合 (例) ・目標が 501 件以上の場合 → 達成度（目標対比）が 105%～ ・目標が 101 件以上 500 件以下の場合 → 達成度（目標対比）が 110%～ ・目標が 100 件以下の場合 → 達成度（目標対比）120%～ など	年度計画を相当程度上回る成果が認められる場合
III	年度計画を順調に実施している場合 (例) ・達成度（目標対比）が 90%以上	年度計画を順調に実施している場合
II	年度計画を十分に実施できていない場合 (例) ・達成度（目標対比）が 90%未満	年度計画を十分に実施できていない場合
I	特段の支障が認められる場合	特段の支障が認められる場合

②	複数の個別目標が設定されている場合
V	特段の成果が認められる場合（4.3 点～）
IV	年度計画を相当程度上回る成果が認められる場合（3.5 点～4.2 点）
III	年度計画を順調に実施している場合（2.7 点～3.4 点）
II	年度計画を十分に実施できていない場合（1.9 点～2.6 点）
I	特段の支障が認められる場合（～1.8 点）

（3） 知事による大項目評価

- ① 知事において、小項目評価の結果、特記事項の記載内容などを考慮し、大項目ごとの進捗状況について、S・A～D の 5 段階による評価を行なう。
- ② 評価の区分は下表のとおりとする。

【知事による大項目評価の区分】

S	「特筆すべき進捗状況」（特に認める場合）
A	「計画どおり」（すべての項目が III～V）
B	「おおむね計画どおり」（III～V の割合が 9 割以上）
C	「やや遅れている」（III～V の割合が 9 割未満）
D	「重大な改善事項あり」（特に認める場合）

5 全体評価の具体的方法

- (1) 知事において、項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。
- (2) 全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取り組み（法人運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善、病院運営の透明性の向上、5病院の連携など）を積極的に評価することとする。

6 年度評価の具体的な進め方とスケジュール

- (1) 法人において、業務実績報告書を作成し、知事に提出する。（業務実績報告書の作成にあたっては、別紙様式を参照。）【6月末まで】
- (2) 知事において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、年度評価の作業を行なう。【7～8月】
- (3) 地方独立行政法人法に定めるもののほか、必要に応じて評価委員会の意見聴取を行い、評価（案）を取りまとめる。【7～8月】
- (4) 評価（案）について法人に意見申し立て機会を付与する。
- (5) 知事において、評価委員会における意見表明の結果等を踏まえ、評価を決定する。【9月】